



平成 22 年 11 月 12 日

各 位

会社名 J S T 株式会社
代表者名 代表取締役社長
有田 陽一
(コード番号 5919 東証第二部)
問合せ先 取締役兼執行役員経営管理部長
平山 裕一
(TEL 03-3645-3181)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成22年11月12日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（以下において定義します。）の全部の取得について、平成22年12月27日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び同日開催予定の当社の普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I 当社定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（A））

（1）変更の理由

平成 22 年 9 月 28 日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等においてご報告しておりますとおり、株式会社 J ホールディングス（以下「J ホールディングス」といいます。）は、平成 22 年 8 月 13 日から当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いました。本公開買付けは、平成 22 年 9 月 27 日に終了し、平成 22 年 9 月 29 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、J ホールディングスは、当社普通株式 16,614,351 株（平成 22 年 6 月 30 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：96.06%）を保有するに至っております。

J ホールディングスは、平成 22 年 8 月 12 日付同社プレスリリース「J S T 株式会社の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」等において公表されておりますとおり、当社グループを取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、マネジメント・バイアウトの手法により、当社の普通株式を非上場化し、当社を完全子会社化することにより、当社の株主の皆様にあ本格的な構造改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避し、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、J ホールディングス及び当社の代表取締役である有田陽一氏のリーダーシップの下で、短期的な業績の変化に左右されることなく、経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、十分な人的リソース、経済的リソース及び時間をかけて適

時かつ迅速な抜本的構造改革を達成することを目指してゆくことが、最も有効な手段であるという結論に至り、当社の発行済普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、当社の普通株式を非上場化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けの実施を決定するに至ったとのことでした。

当社といたしましても、平成 22 年 8 月 12 日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等においてご報告しておりますとおり、Jホールディングスと利害関係を有しておらず、本取引に関し当社の一般株主と利益が相反しないと考えられる委員 3 名から構成される独立委員会からの答申並びに本取引に関する当社の法務及び財務アドバイザーからの助言等を踏まえ、同日開催の取締役会において、本公開買付けが本取引の一環として行われることを前提とした上で、本公開買付けが、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであると判断し、本公開買付けへの賛同を表明し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを推奨することを決議しております。

その後、上記のとおり、本公開買付けは平成 22 年 9 月 27 日に終了いたしました。多数の株主の皆様に応募の結果、平成 22 年 9 月 29 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、Jホールディングスは、当社普通株式 16,614,351 株（平成 22 年 6 月 30 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：96.06%）を保有するに至りました。当社といたしましては、以上の経緯を経て本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、平成 22 年 11 月 12 日開催の取締役会において、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認を頂くことを条件として、以下の①から③の方法により、当社が Jホールディングスの完全子会社となるための手続（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）を実施することを決議いたしました。なお、下記Ⅲ. 3. に記載のとおり、同取締役会においては、当社の社外監査役であり支配株主と利害関係のない鎌田整衿氏及び関口栄悟氏より、全部取得条項付普通株式の取得を含む本完全子会社化手続は、少数株主の利益保護という観点から特に問題はないと考えている旨の意見が述べられております。

- ① 当社の定款の一部を変更し、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、株主様（当社を除きます。以下同じです。）から当社の全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、各株主様に対して、全部取得条項付普通株式と引換えに、A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株に対して A 種種類株式 0.00000144 株の割合をもって交付いたします。なお、Jホールディングス以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です。

株主様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当

該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をJホールディングスに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、別途定める基準日(下記Ⅱ. 2. (2)において定める取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)において株主様が保有する当社普通株式の数に 530 円(本公開買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

「定款一部変更の件(A)」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号)、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。なお、かかる種類株式としては、以下の定款変更案に定める内容のA種種類株式としており、かつ、下記Ⅱ. 1. に記載のとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価はA種種類株式としております。

また、これまで当社は、当社定款第 7 条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100 株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件(A)」で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。なお、「定款一部変更の件(A)」に係る定款変更は、「定款一部変更の件(A)」が、本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 89,988,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 89,988,000 株とし、このうち普通 株式の発行可能種類株式総数は、 <u>89,987,900 株</u> 、A種種類株式の発 行可能種類株式総数は、100 株と する。

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(A種種類株式)</u> 第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主</u>（以下「<u>A種株主</u>」という。）または<u>A種種類株式の登録株式質権者</u>（以下「<u>A種登録株式質権者</u>」という。）に対し、<u>普通株式を有する株主</u>（以下「<u>普通株主</u>」という。）または<u>普通株式の登録株式質権者</u>（以下「<u>普通登録株式質権者</u>」という。）に先立ち、<u>A種種類株式1株につき1円</u>（以下「<u>A種残余財産分配額</u>」という。）を支払う。<u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の<u>普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p><u>(種類株主総会)</u> 第17条の2 <u>第14条から第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> ② <u>第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> ③ <u>第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（B））

（1） 変更の理由

「定款一部変更の件（A）」でご説明申し上げておりますとおり、当社といたしましては、本公開買付けへの賛同及び応募の推奨の経緯並びに本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、株主様のご承認を頂くことを条件として、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

「定款一部変更の件（B）」は、「定款一部変更の件（A）」でご説明申し上げております本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件（A）」に係る変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。「定款一部変更の件（B）」が本臨時株主総会で、また、「定款一部変更の件（B）」と同内容の定款変更に係る議案が、本種類株主総会で、それぞれ原案どおり承認可決され、本完全子会社化手続の②の定款変更の効力が発生した場合には、当社の発行する普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本完全子会社化手続の②の後、下記Ⅱ．に記載の「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決されることにより、当社は株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本完全子会社化手続の③）、当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得の対価は、「定款一部変更の件（A）」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に割り当てるA種種類株式の数は、Jホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.00000144株としております。

（2） 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

なお、「定款一部変更の件（B）」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件（A）」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件（B）」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成23年2月1日に、その効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

定款一部変更の件（A）に係る 変更後の定款	追加変更案
（新設）	<u>（全部取得条項）</u> <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得</u>

	<u>と引換えに、普通株式1株につき A種種類株式を0.00000144株 の割合をもって交付する。</u>
--	--

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件（A）」でご説明申し上げておりますとおり、当社といたしましては、本公開買付けへの賛同及び応募の推奨の経緯並びに本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、株主様のご承認を頂くことを条件として、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、「定款一部変更の件（A）」でご説明申し上げております本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件（A）」及び「定款一部変更の件（B）」に係る変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件（A）」による変更後の定款により設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数につきましては、株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を、0.00000144株の割合をもって交付するものといたします。この結果、Jホールディングス以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を、0.00000144株の割合をもって割り当てる結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をJホールディングスに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に530円（本公開買付け価格）を乗じた金額に相当する金額が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに「定款一部変更の件（A）」及び「定款一部変更の件（B）」に係る変更後の当社の定款の規定に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の

取得と引換えに、A種種類株式を0.00000144株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成23年2月1日といたします。

(3) その他

本議案に係る、全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件(A)」及び「定款一部変更の件(B)」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件(B)」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件(B)」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止について

本臨時株主総会において、「定款一部変更の件(A)」、「定款一部変更の件(B)」並びに「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件(B)」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、平成22年12月27日から平成23年1月26日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年1月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

III. 支配株主との取引等に関する事項

1. 公正性を担保し、利益相反を回避するための措置

Jホールディングスは、平成22年8月13日から平成22年9月27日までの間、本公開買付けを実施した結果、平成22年9月29日(本公開買付けの決済開始日)をもって、当社普通株式16,614,351株(平成22年6月30日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合:96.06%)を保有するに至っておりますので、上記Ⅱの全部取得条項付普通株式の取得は、支配株主との重要な取引に該当します。

上記全部取得条項付普通株式の取得を含む本取引の実行にあたり、当社は、平成22年8月12日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等においても公表しておりますとおり、Jホールディングスの代表取締役である有田陽一氏は当社の代表取締役でもあることから、本取引には構造的な利益相反の可能性があるため、当社の少数株主の利益を確保する必要があることを認識し、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するため以下の措置を実施しております(なお、以下の記述中のJホールディングスにおいて実施した措置については、Jホールディングスから受けた説明に基づくものです。)

(1) 独立委員会の設置

当社は、平成22年7月6日に取締役会を開催し、同日付で、Jホールディングスと利害関係を有しておらず、本取引に関し、当社の一般株主と利益が相反しないと考えられる委員3名、

具体的には、当社の社外監査役である鎌田整衿氏及び関口栄悟氏（なお、関口氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員に指定されております。）並びに外部有識者（弁護士）である二井矢聡子氏から構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、本公開買付けが全部取得条項付普通株式の取得を含む本取引の一環として実施されるものであることを前提に、(i)本公開買付けについて当社取締役会が賛同するべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、及び(ii)本公開買付けに関し、当社又は当社の株主のために、適宜Jホールディングス又は有田陽一氏との間で、協議・交渉を行うことを委嘱することを決議いたしました。

独立委員会は、下記（２）及び（３）のとおり、本取引に関する当社の法務アドバイザーとして選定された森・濱田松本法律事務所及び財務アドバイザーとして選定された株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）の助言を得ながら、合計８回開催され、本公開買付けが当社の企業価値に与える影響及び本公開買付けが当社の株主利益に与える影響の観点から、情報収集、検討、Jホールディングスとの間の協議・交渉等を行いました。

具体的には、独立委員会は、Jホールディングスに対する質問書の送付等により、本公開買付けに係る情報収集を行い、それを踏まえて森・濱田松本法律事務所及びKPMGの助言を得ながら慎重に本公開買付けについての検討を行いました。

独立委員会は、これらの情報収集及び検討結果を踏まえ、本公開買付けの目的についてのJホールディングスの説明には一定の合理性が認められる一方で、本公開買付けに伴い予想される当社の事業活動に対する不利益については、いずれも限定的なものであると判断しております。

また、独立委員会は、本公開買付価格について、KPMGからの助言を得ながら、同社を通じて、Jホールディングス側との間で真摯な協議・交渉等を行いました。

さらに、独立委員会は、公開買付けに関する意見表明にあたり、独立委員会の設置を含め、Ⅲ. 1.（１）ないし（４）に記載された措置が講じられていること等を理由として、当社において、相当な利益相反を回避するための措置が採られている旨の判断をしております。また、これらに加えて、Ⅲ. 1.（５）及び（６）の措置、本公開買付けにおける情報開示の相当性を含む当社の情報開示の状況、本公開買付けにおける強圧性に対する配慮、並びに、本公開買付け後に予定されている当社の完全子会社化の手續に際し当社の株主に会社法第116条に基づく株式買取請求権や同法第172条の定めに基づく株式の取得価格決定請求権が存すること等を理由として、本公開買付けにおいては、公正な手續を通じて少数株主の利益に対する配慮がなされているものと評価することができる旨の判断をしております。また、独立委員会は、下記（２）記載のとおり、KPMGより、平成22年8月11日付でフェアネス・オピニオン及び株主資本価値算定書を受領しております。

その後、独立委員会は、平成22年8月12日付で、当社の取締役会に対し、本公開買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響その他諸般の事情を総合的に勘案し、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当である旨の答申を行いました。

（２） 財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの取得その他公開買付価格の公正性に関する事情

当社は、Jホールディングスによる本取引の提案を検討するに際し、取締役会及び独立委員

会の検討に資するため、当社の財務アドバイザーとして、Jホールディングスと利害関係を有しておらず、本取引に関し、当社の一般株主と利益が相反しないと考えられる第三者算定機関であるKPMGを選任し、当社普通株式の株式価値の分析業務、本公開買付価格に関する意見書作成業務、及び本取引に関する財務面での助言業務（本取引に関連する交渉支援業務を含みます。）を委託しました。KPMGは、当社普通株式の株式価値算定のため必要となる情報を収集・検討するため、当社から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けるとともに、上記（1）記載のとおり、財務的な見地から、独立委員会に対して助言を行い、独立委員会は、かかる助言を踏まえて、KPMGを通じて、Jホールディングスの財務アドバイザーであるGCAアドバイザー株式会社（以下「GCA」といいます。）との間で協議・交渉を行いました。

その結果、当社は、平成22年8月11日付でKPMGから株主資本価値算定書を取得いたしました。当該株主資本価値算定書によると、KPMGが算定した当社普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下の通りとされております。

- ・ DCF法によると487円～596円
- ・ 株式市価法によると266円～294円

DCF法では、当社事業計画に対して、マネジメント・インタビュー、当社から入手した資料等を検討し、直近までの業績の動向等を考慮した平成23年3月期以降の当社の将来の収益予想等に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

株式市価法では、平成22年8月10日を基準日として、直近1カ月、3カ月、6カ月の市場株価の終値平均値をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。また、これらの分析に加えて、過去の類似公開買付事例の買付価格において付与されたプレミアム水準に関する分析を行っております。

また、KPMGは、平成22年8月11日付で、独立委員会に対し、530円という本公開買付価格は、一定の前提の下に、買付者の特別関係者に該当する当社の株主以外の当社の一般株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を提出しております。

当社といたしましては、平成22年9月28日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載していたとおり、全部取得条項付普通株式の取得の結果、端数株式の売却手続を経て、全部取得条項付普通株式の株主様がその保有する全部取得条項付普通株式1株につき交付される金銭の額は、この530円という本公開買付価格と同額とすることを予定しております。

（3） 法務アドバイザーからの助言

当社は、意思決定過程における恣意性を排除し、公正性を担保する観点から森・濱田松本法律事務所を、当社の本取引に関するリーガル・アドバイザーとして選定し、同事務所からの法的助言を踏まえて、独立委員会の上記答申の内容、本公開買付価格その他の本公開買付けを含む本取引の諸条件等について慎重に検討しました。なお、森・濱田松本法律事務所は、当社の法律顧問ですが、Jホールディングスとの間で特に利害関係を有しておらず、当社としては、同法律事務所は本取引に関し当社の一般株主と利益が相反しないと考えています。

(4) 利害関係のない出席取締役及び監査役全員の承認

当社の代表取締役社長である有田陽一氏は、本日現在において、Jホールディングスの代表取締役であり、当社の社外取締役である福谷尚久氏は本日現在においてJホールディングスの財務アドバイザーであるG C Aのエグゼクティブディレクターであり、また、当社の社外監査役である蒔晴彦氏はJホールディングスの代表取締役である有田陽一氏の従兄弟であるため、何れも本取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることに鑑みて、上記の各氏は、当社の取締役会について、本公開買付け及び本完全子会社化手続を含む本取引に関する議題に関しては、その審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において本取引に関するJホールディングスとの協議・交渉には参加していません。

他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成22年8月12日開催の当社の取締役会には、有田陽一氏及び福谷尚久氏以外の当社取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で決議が行われております。また、上記取締役会には、蒔晴彦氏以外の社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧めることにつき異議がない旨の意見を述べております。

また、本完全子会社化手続に係る決議を行った本日開催の当社の取締役会にも、有田陽一氏及び福谷尚久氏並びに一身上の都合により欠席した野口秀明氏以外の当社取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で決議が行われております（なお、上記取締役会の終了後、当社は、野口秀明氏からも、本完全子会社化手続の実施に賛成である旨を確認しております。）。また、上記取締役会には、蒔晴彦氏以外の社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、いずれも本完全子会社化手続の実施につき異議がない旨の意見を述べております。

(5) 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

Jホールディングスは、公開買付け期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付け期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、Jホールディングス以外にも買付け等をする機会を確保しております。

また、Jホールディングスと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮いたしました。

(6) 買付予定数の下限の設定

Jホールディングスは、本公開買付けについて、① (i) 平成22年8月12日付でJホールディングスとの間でその所有する全ての当社株式の応募に係る契約を締結している株主の所有する全ての当社株式、(ii) 平成22年8月12日付でJホールディングスとの間で応募に係る契約を締結している有田陽一氏の親族である有田了氏が所有する当社の普通株式のうち214,800株、並びに (iii) 本公開買付けへの応募に同意している有田陽一氏の所有する全ての当社株式の合計である3,550,675株（所有割合：20.52%、以下「本応募対象株式」といいます。）と、

②当社が平成 22 年 8 月 12 日に提出した第 101 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 (22,497,059 株) から、当社が本日公表した平成 23 年 3 月期第 1 四半期決算短信 (連結) に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の自己株式 (5,196,345 株) 及び本応募対象株式の数 (3,550,675 株) を控除した株式数 (13,750,039 株) の 3 分の 2 超に相当する株式数 (9,166,693 株) との合計 (12,717,368 株、所有割合 : 73.51%) 以上の応募があることを成立の条件としております。このように、J ホールディングスは、本応募対象株式の応募に加えて、本応募対象株式以外の当社の普通株式の 3 分の 2 を超える応募がない場合には、本取引を行わないこととし、当社の株主の皆様のご意思を尊重しております。

なお、I. 1. (1) に記載したとおり、本公開買付けが多くの株主の皆様のご賛同により成立したことを受け、J ホールディングスは、平成 22 年 9 月 29 日 (本公開買付けの決済開始日) をもって、当社普通株式 16,614,351 株 (平成 22 年 6 月 30 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合 : 96.06%) を保有するに至っております。

2. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

本公開買付けの成立に伴い、平成 22 年 9 月 29 日をもって J ホールディングスは当社の支配株主となりましたが、本日現在、当社は、少数株主の保護の方策に関する指針については定めておりません。ただし、当社といたしましては、Ⅲ. 1. 及びⅢ. 3. に記載した措置を講じていることから、本取引は、当社の少数株主にとって特に不利益なものではないと考えております。

3. 支配株主と利害関係のない者から入手した少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の概要

当社の社外監査役である鎌田整衿氏及び関口栄悟氏 (なお、両名は上記 1. (1) に記載した独立委員会の委員でもあり、関口氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員に指定されております。) は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 8 月 12 日付の独立委員会の答申内容、本公開買付けが多くの株主の皆様のご賛同により成立したこと、当社において上記Ⅲ. 1 に掲げる措置が実施されていること、及び上記Ⅱ. の全部取得条項付普通株式の取得を含む本完全子会社化手続においては、全部取得条項付普通株式の取得の結果、端数株式の売却手続を経て全部取得条項付普通株式の株主様に対してその保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき交付される金銭の額は、本公開買付け価格と同額の 530 円とすることが予定されていること等を勘案し、全部取得条項付普通株式の取得を含む本完全子会社化手続は、少数株主の利益保護という観点から特に問題はないと考えている旨の意見を述べております。

IV. 本完全子会社化手続の日程の概要

上記定款変更等の概略は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日公告	平成 22 年 9 月 29 日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日	平成 22 年 10 月 14 日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 22 年 11 月 12 日

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催	平成 22 年 12 月 27 日 (予定)
種類株式発行に係る定款一部変更 (定款一部変更の件 (A)) の効力発生日	平成 22 年 12 月 27 日 (予定)
整理銘柄への指定	平成 22 年 12 月 27 日 (予定)
当社普通株式の売買最終日	平成 23 年 1 月 26 日 (予定)
当社普通株式の上場廃止日	平成 23 年 1 月 27 日 (予定)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の基準日	平成 23 年 1 月 31 日 (予定)
全部取得条項に係る定款一部変更 (定款一部変更の件 (B)) の効力発生日	平成 23 年 2 月 1 日 (予定)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成 23 年 2 月 1 日 (予定)

以上